



藤井社会保険労務士事務所 事務所だより

ニュースレターの日付
第1巻 第1号

2013年6月(第15号)

夏に向かって徐々に暑さが増してきました。各企業や自治体等で今月からクールビズを実施しているところが多いですね。今年の夏もかなり暑くなりそうです。

「事務所だより6月号」をお届けします。日常の業務にお役立ていただければ幸いです。掲載内容に関してご不明な点があれば、どうぞお気軽に当事務所までお問い合わせください。

この号の内容

- 1 定期健康診断を実施していますか？
- 2 住民税の特別徴収制度について
- 3 出産手当金をご存じですか？
- 4 当事務所から

定期健康診断を実施していますか？

労働安全衛生法及び労働安全衛生規則では業種・規模を問わず事業者年に1回、定期的に健康診断を実施することを義務づけており、労働者にも受診義務があるとされています。定期健康診断を実施していますか？今回は受診者の範囲や費用についてご紹介しましょう。

■ 定期健康診断受診者の範囲(①と②の両方を満たす常用労働者)

- ①期間の定めのない労働契約により使用される者(期間の定めのある場合でも更新により1年以上使用する予定であったり、引き続き使用している場合は該当)
- ②1週間の労働時間が同種の業務に従事する通常の労働者(正規社員)の4分の3以上であること。(ただし、概ね2分の1以上である者については受けさせることが「望ましい」とされています)

■ 定期健康診断の費用

法律上事業者を実施を義務づけているため、当然事業者が負担すべきものであるとされています。

■ 受診に要した時間についての賃金の支払い

受診に要した時間については、当然には事業者の負担すべきものではなく、労使協議して定めるべきものでありますが、労働者の健康の確保は、事業の円滑な運営の不可欠な条件であることを考えると、その受診に要した時間の賃金を事業者が支払うことが望ましいとされています。

【詳しい内容はこちらをクリック】



<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anken/dl/130422-01.pdf>

住民税の特別徴収制度について

住民税（道府県民税および市町村民税）は法令上給与から引き去りすることにより、会社から各自治体に納付することになっています。これを「特別徴収」といいます。一方、個人が直接自治体に納付（年4回に分けて納付）する方法を「普通徴収」といいます。

特別徴収では、毎年6月から翌年5月にかけて年間の住民税を12回に分けて納付します。その期間の途中で、普通徴収で住民税を納付している人が入社してきた場合は、会社から納付先の自治体に「特別徴収切替届出（依頼）書」を提出することにより「特別徴収」に切り替えることができます。

【詳しい内容はこちらをクリック】



http://www.zenzeikyo.jp/ippan/koho/kobetu_koho/tokubetuchousyu/pdf/tokubetu_panf_all.pdf

出産手当金をご存じですか？



健康保険から支給される出産手当金をご存じでしょうか。法律で定められた産休（産前42日および産後56日）の間は、給与が支払われないケースがほとんどなのですが、その間の生活を支えるために支給されるものです。会社で健康保険に加入している従業員であれば、正社員以外でも対象になります。

支給額は、一日あたり標準報酬日額の3分の2と法律で決められており、目安としては一日あたりの給与額の3分の2の額に産休の日数を乗じた額となります。ただし、この給付金は原則として国民健康保険の加入者は対象外となっていますので注意が必要です。また、健康保険組合では法律を上回る額を支給しているケースもありますので、加入している会社については直接お問い合わせください。

当事務所から



事務所日より6月号はいかがでしょう。

今回、健康診断について取り上げてみましたが、日頃忙しいとご自分の健康管理のことはついつい後回しになりがちではないでしょうか。とは言え、健康だからこそ元気に働けることは事実です。年に1日は自分の健康について考える「健康デー」を作ってみてもいいですね。

藤井社会保険労務士事務所

〒107-0062 東京都港区南青山 2-22-14 フォンテ青山 606号
（社会保険労務士法人アシスト 21内）

TEL 03-3478-0290 FAX 03-6804-2958

Email mayfujii@sr-fujiioffice.com

URL <http://www.sr-fujiioffice.com>

社会保険労務士・ファイナンシャルプランナー
藤井真由美